

## 公立甲賀病院居宅サービス事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 地方独立行政法人公立甲賀病院(以下「法人」という。)が設置する公立甲賀病院居宅サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅療養管理指導の事業(以下「居宅療養管理指導事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師及びその他の職員(以下「医師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定居宅療養管理指導を提供する事を目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の医師等は、利用者の心身の特性及び置かれている環境等を踏まえて、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、日常生活の自立と質の向上を図ることができるよう、療養上の管理、指導等の支援を行うものとする。

2 居宅療養管理指導事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 公立甲賀病院居宅サービス事業所
- (2) 所在地 滋賀県甲賀市水口町松尾 1256 番地

## (職員の配置)

第4条 居宅療養管理指導事業に次に定める職員を配置する。

- (1) 責任者(常勤の医師)を1人配置する。
- (2) 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等を業務量に応じて配置する。

2 前項に規定する職員は、法人が設置する他の事業所との業務を兼ねることができる。

## (職務の内容)

第5条 責任者の職務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 居宅療養管理指導事業の管理及び運営に関すること。
- (2) 職員の指揮監督に関すること。
- (3) 業務実施状況の管理調整に関すること。
- (4) 運営基準による事業遂行について、必要な指揮命令を行うこと。

2 医師等は、責任者の命令を受け、指定居宅療養管理指導業務を懇切丁寧に行うこととする。

## (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日まで
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項第1号に規定する営業日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)を除くものとする。

## (指定居宅療養管理指導の内容)

第7条 医師又は歯科医師が行う居宅療養管理指導事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訪問診療等による計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理
- (2) 居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供又は助言
- (3) 居宅サービス事業者等に対する居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言
- (4) 要介護者等又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導又は助言

2 薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が行う居宅療養管理指導事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医師又は歯科医師の指示に基づく療養上必要な管理、指導及び説明
- (2) 医師又は歯科医師への報告

(利用料等)

第8条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 指定療養管理指導に要した交通費は、その実費を徴収する。自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルにつき22円の金額を徴収する。

3 前2項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常居宅療養管理指導事業の実施地域)

第9条 事業所が行う通常居宅療養管理指導事業の実施地域は、甲賀市、湖南市、その他近隣地域とする。

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第10条 医師等は、居宅療養管理指導事業を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医又は救急医療機関、市町、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、公立甲賀病院救急医療部を経由した24時間の連絡体制を整備する。

3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、居宅療養管理指導事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、提供した居宅療養管理指導事業等に関する利用者及びその家族からの苦情等に対して、迅速かつ適切に対応するため担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会等を定期的開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第13条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、医師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時又は採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 事業所は、適切な居宅療養管理指導事業等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより医師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、医師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延

しないように必要な措置を講じるものとする。

- 4 事業所は、当該指定居宅療養管理指導事業所の従業員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得ておく。
- 5 事業所は、利用者に対する居宅療養管理指導事業等の提供に関する記録等を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所責任者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

